

【資料 9】

鹿 児 島 海 区
漁業調整委員会資料
令和 8 年 1 月 30 日

【議題 9】

浮魚礁の敷設及びこれを利用して行う漁業に係る委員会指示について（協議）

浮魚礁の敷設及びこれを利用して行う漁業に係る委員会指示について

鹿児島海区漁業調整委員会事務局

浮魚礁の敷設等に係る委員会指示については、有効期間が令和8年3月31日をもって満了することから、下記のとおり取り扱うこととしたい。

記

1 委員会指示の取扱いについて

- (1) 浮魚礁の敷設については、漁業調整上、委員会の承認が必要であると考えられることから、引き続き、同様の内容で指示を発出する。
- (2) 指示の有効期間については、令和8年4月1日から3年間とする。

2 現存浮魚礁の取扱い等について

- (1) 基数
5基（詳細については、別表1「浮魚礁敷設承認一覧」のとおり）
- (2) 取扱いについて
従来どおり、既に敷設の承認を受けた浮魚礁で現存するものについては、当該指示に基づく承認を受けたものとみなすこととしたい。

3 指示内容

新旧対照表（案）のとおり

4 参考（指示の概要）

- (1) 当初発出時期
昭和62年度（以後、3年ごとに更新）
- (2) 内容
 - ① 浮魚礁を敷設しようとする者は、海区漁業調整委員会の承認を受けなければならない。
 - ② 承認を受けた浮魚礁を利用しようとするものは、当該浮魚礁を敷設した者の利用承認を受けなければならない。
- (3) 利用実績
別表2「浮魚礁利用実績一覧」のとおり

浮魚礁敷設承認一覧

令和7年12月現在

承認番号	承認年月日	敷設者名	敷設承認期間	敷設位置		種類 個数	対象魚種	採捕方法	利用 隻数	現存 状況
鹿海委第9号	平成21年8月24日	薩摩川内市	令和5年4月1日 ～ 令和8年3月31日	北緯31度32分00秒	東経129度35分00秒	表層式 1基	カツオ, ヨコ ロ, キハダマ グロ等	曳縄		○
鹿海委第39号	平成31年3月20日	鹿児島県	令和5年4月1日 ～ 令和8年3月31日	北緯31度35分00秒	東経129度33分40秒	表層式 1基	カツオ, マグ ロ類	一本釣 曳縄 等	25	○
鹿海委第24号	令和2年11月11日	鹿児島県	令和5年4月1日 ～ 令和8年3月31日	北緯30度53分00秒	東経129度44分30秒	表層式 1基	カツオ, マグ ロ, シイラ類	一本釣 曳縄	25	○
鹿海委第34号	令和4年3月9日	鹿児島県	令和5年4月1日 ～ 令和8年3月31日	北緯31度37分18.4秒	東経129度29分09.5秒	表層式 1基	カツオ, マグ ロ, シイラ類	一本釣 曳縄	35	○
鹿海委第17号	令和6年12月11日	鹿児島県	令和6年12月11日 ～ 令和8年3月31日	北緯31度38分37.1秒	東経129度27分28.8秒	表層式 1基	カツオ, マグ ロ, シイラ類	一本釣 曳縄	30	R8.1月 補充 予定



浮魚礁の敷設及びこれを利用して行う漁業についての指示 新旧対照表 (案)

更新 (案)	現行	備考
<p>鹿兒島海区漁業調整委員会指示第7-●号 (略)</p> <p>令和8年●月●日 鹿兒島海区漁業調整委員会会長 阿久根金也</p> <p>1 敷設の承認等 (1)～(2) (略) (3) 以前の浮魚礁に係る鹿兒島海区漁業調整委員会指示により敷設の承認を受けた浮魚礁で、この指示の施行の際現に存するものについては、<u>令和8年4月1日</u>から<u>令和11年3月31日</u>までの間は、第1号の承認を受けたものとみなす。</p> <p>2 指示の有効期間 この指示の有効期間は、<u>令和8年4月1日</u>から<u>令和11年3月31日</u>までとする。</p>	<p>鹿兒島海区漁業調整委員会指示第4-3号</p> <p>鹿兒島海区における「浮魚礁」(中層式魚礁を含む。ただし、鹿兒島県漁業調整規則(昭和39年鹿兒島県規則第98号)第7条第2号サのしいらづけ漁業で使用する「つけ」は除く。)の敷設及びこれを利用して行う漁業に基づき、次のとおり指示する。 令和5年2月28日 鹿兒島海区漁業調整委員会会長 阿久根金也</p> <p>1 敷設の承認等 (1)～(2) (略) (3) 以前の浮魚礁に係る鹿兒島海区漁業調整委員会指示により敷設の承認を受けた浮魚礁で、この指示の施行の際現に存するものについては、<u>令和5年4月1日</u>から<u>令和8年3月31日</u>までの間は、第1号の承認を受けたものとみなす。</p> <p>2 指示の有効期間 この指示の有効期間は、<u>令和5年4月1日</u>から<u>令和8年3月31日</u>までとする。</p>	<p>指示番号の更新</p> <p>発出日の更新</p> <p>みなし期間の更新</p> <p>有効期間の更新</p>

鹿児島海区漁業調整委員会指示第7-●号

鹿児島海区における「浮魚礁」（中層式魚礁を含む。ただし、鹿児島県漁業調整規則（令和2年鹿児島県規則第52号）第4条第14号のしいらづけ漁業で使用する「つけ」は除く。）の敷設及びこれを利用して行う漁業について、漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。

令和8年●月●日

鹿児島海区漁業調整委員会会長 阿久根金也

1 敷設の承認等

- (1) 浮魚礁を敷設しようとする者は、別に定める「浮魚礁敷設承認取扱要領」により、鹿児島海区漁業調整委員会の承認を受けなければならない。
- (2) 前号の承認を受けた浮魚礁を利用して、一本釣漁業、ひき縄漁業等を操業しようとする者は、当該浮魚礁を敷設した者の利用承認を受けなければならない。
- (3) 以前の浮魚礁に係る鹿児島海区漁業調整委員会指示により敷設の承認を受けた浮魚礁で、この指示の施行の際現に存するものについては、令和8年4月1日から令和11年3月31日までの間は、第1号の承認を受けたものとみなす。

2 指示の有効期間

この指示の有効期間は、令和8年4月1日から令和11年3月31日までとする。

浮魚礁敷設承認取扱要領（鹿児島海区）

（承認の対象者）

第1 承認の対象者は次のとおりとする。

(1) 漁業協同組合

(2) 鹿児島海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）が特に認めた者

（承認の申請及び海上保安部との協議）

第2 浮魚礁を敷設しようとする者は、浮魚礁敷設承認申請書（別記第1号様式）を委員会に提出しなければならない。なお、浮魚礁を敷設しようとする者は、敷設しようとする浮魚礁が船舶の航行等に支障がないか事前に所轄の海上保安部と協議してから申請するものとする。ただし、県が敷設する場合であって既に協議されているものについてはこの限りでない。

（公聴会の開催）

第3 委員会は、承認の申請があり関係者の意見を聴く必要があると認めるときは、公聴会を開催することができる。

（承認）

第4 委員会は、浮魚礁の承認にあたっては、別に定める「浮魚礁敷設に係る審査基準」により審査し、承認を行うものとする。なお、敷設位置が共同漁業権内である浮魚礁については、委員会事務局においては審査承認し、その承認実績を次回委員会において報告するものとする。

（承認期間）

第5 浮魚礁の承認期間は3年以内とする。

（承認証の交付）

第6 委員会は、浮魚礁の敷設を承認したときは、浮魚礁敷設承認証（別記第2号様式）を交付する。

（敷設位置の変更）

第7 委員会は、浮魚礁の承認にあたり、敷設しようとする浮魚礁が漁業調整

上、又は、船舶の航行等に支障をきたすと思慮されるときには、浮魚礁の敷設位置を変更して承認することができる。

(承認の制限又は条件)

第8 浮魚礁の敷設承認にあたっては、次の制限又は条件を付す。

- (1) 浮魚礁には、昼夜を問わずレーダー及び目視による航行船舶から容易に視認できる標識、灯火、レーダー反射板等を設置しなければならない。(ただし、中層式魚礁は除く。)
- (2) 浮魚礁の敷設作業にあたっては、事前に浮魚礁敷設作業届(別記第3号様式)を、又、設置完了後は速やかに浮魚礁敷設完了届(別記第4号様式)を所轄の海上保安部及び委員会に提出しなければならない。
- (3) 浮魚礁の流失防止点検のため、定期的に見回りを実施し、保安管理体制を確立し、異常があるときは、速やかに復旧しなければならない。
- (4) 敷設した浮魚礁が流失した場合は、浮魚礁流失届(別記第5号様式)を、又、流失した浮魚礁を補充する場合は、浮魚礁補充届(別記第6号様式)を所轄の海上保安部及び委員会に提出しなければならない。
- (5) 浮魚礁の敷設の承認を受けた者は、毎年度終了後翌月末日までに浮魚礁利用実績報告書(別記第7号様式)を委員会に報告しなければならない。

(承認浮魚礁の利用)

第9 浮魚礁の敷設承認を受けた者は、その浮魚礁の利用を承認した者に対し、利用承認標識旗を発行するものとする。

- 2 敷設承認を受けた浮魚礁を利用して操業する者は、使用漁船に敷設者の発行する利用承認標識旗を掲げなければ、操業してはならない。

(承認の変更又は取り消し)

第10 委員会は、漁業調整のため必要があるときは、承認の内容を変更し、若しくは、制限又は条件を付することができる。

- 2 委員会は、敷設者が承認の内容並びに承認の制限又は条件に違反した場合は、承認を取消すことができる。

浮魚礁敷設承認に係る審査基準（鹿児島海区）

浮魚礁の敷設承認に係る審査にあたっては、別に定める「浮魚礁敷設承認取扱要領」によるほか、この「浮魚礁敷設承認に係る審査基準」に基づき審査するものとする。

（浮魚礁の敷設位置）

- 1 浮魚礁を敷設しようとする場合は、次の各号をいずれも満たす場合とする。
 - (1) 浮魚礁を敷設しようとする位置の中心から下記の範囲内に漁業権が存する場合は、その漁業権者の同意を得、その同意書を申請書に添付しなければならない。

ア	第1種及び第2種共同漁業権	300メートル
イ	第3種共同漁業権	
①	ぶり飼いつけ漁業	2,000メートル
②	その他の漁業	1,000メートル
ウ	定置漁業権	2,000メートル
 - (2) 浮魚礁の敷設位置が、船舶航行上支障ないこと。
 - (3) 当該位置に浮魚礁を敷設することにより、既存漁業との競合がないこと。
 - (4) 浮魚礁の敷設位置が、浮魚資源の回遊に適した条件を備えていること。
（当該漁場環境を明示すること。）

（浮魚礁の構造）

- 2 浮魚礁の構造は、次の各号をいずれも満たす構造でなければならない。
 - (1) 浮魚礁の構造が、船舶航行上支障ないこと。（標識旗、レーダー反射板、灯火等を備えていること。）
 - (2) 浮魚礁の構造が、耐久性があること。（アンカー、チェーン等）
 - (3) 浮魚礁の構造が、集魚効果があること。（浮魚礁の構造図及び集魚する魚種名等を明示すること。）

（浮魚礁の利用方法）

- 3 敷設された浮魚礁の利用について、敷設者の考え方及び関係漁業者間で浮魚礁の利用の時期、方法、漁業種類、統数等について調整がなされているかを明示すること。

浮魚礁利用実績一覧

敷設者名	承認番号	種類 個数	主な 漁獲魚種	利用実績												採捕方法		
				令和4年度			令和5年度			令和6年度			延べ 利用隻数	漁獲高 (円)	延べ 利用隻数		漁獲数量 (kg)	漁獲高 (円)
				延べ 利用隻数	漁獲数量 (kg)	漁獲高 (円)	延べ 利用隻数	漁獲数量 (kg)	漁獲高 (円)	延べ 利用隻数	漁獲数量 (kg)	漁獲高 (円)						
鹿児島県	鹿海委第45号 (R5.8 回収)	表層式 1基	シビ・カツオ・シイラ等	242	1,522	2,397,363	2	323	1,343,100	—	—	—	—	—	—	一本釣, 曳縄		
				240	1,896	1,664,801	180	2,360	1,177,281	—	—	—	—	—	—	一本釣, 曳縄		
	鹿海委第18号 (R7.10 回収)	表層式 1基	キハダ・カツオ	2	250	148,333	1	372	98,083	2	1,334	726,443	—	—	—	一本釣, 曳縄		
				0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	一本釣, 曳縄	
	鹿海委第39号	表層式 1基	カツオ・マグロ類	240	948	832,402	240	948	832,402	95	17,529	16,708,525	—	—	—	一本釣, 曳縄		
薩摩川内市	鹿海委第9号	表層式 1基	タイ, ハタ, ハガン オ, ホシガツオ等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		